

樫谷議員 発議第2号、徳島県主要農作物種子条例制定を求める意見書(案)について、喜田議員の賛同を得て、提案させていただきました。趣旨説明については、本文を朗読して説明に代えさせていただきます。徳島県主要農作物種子条例制定を求める意見書(案)、「主要農作物種子法」が、平成30年4月1日をもって廃止されたことにより、各県が行ってきた種子の改良や安定供給の取り組みに法的な裏づけがなくなり、今後、稲などの種子価格の高騰や地域条件に適合した品種の生産普及などが衰退するのでないかの不安が広がっています。「主要農作物種子法」のもとで行われてきた主要作物(米、麦、大豆)の公的な種子生産の存続ができ、優良で安全な種子の確保のために原種、原原種の生産と保存、ほ場指定、ほ場審査、生産物審査を県が責任をもって行い、主要作物の生産を継続できるものとして、主要農作物種子法のもとで行われてきた主要作物の種子生産が今後も円滑にかつ持続的に行われる内容を盛り込んだ「主要農作物種子法」に代わる施策が必要である。徳島県では、法廃止後、「徳島県稲、麦類及び大豆種子生産実施要綱」により、本県における主要農作物の稲、麦類及び大豆の種子の安定的な生産及び普及を継続されていますが、法的拘束力のない要綱は当面の間という不安定な措置であり、気候変動に左右される栽培条件において、種子の安定供給・安定価格維持、食料安定生産のためには条例制定が不可欠です。よって、徳島県においては、今後も現行の種子生産・普及体制を生かし、本県農業の主要農作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることなく、さらには農業者や消費者の不安を払拭させるため、「主要農作物種子法」に代わる徳島県条例の制定を求めます。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和2年6月9日、海部郡牟岐町議会、提出先としまして、徳島県知事、徳島県議会議長。以上、ご審議よろしく申し上げます。